

Title	慶應義塾経済学会会則
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1956
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.49, No.4 (1956. 4) ,p.309(71)-
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19560401-0052

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

*戦後日本共産主義運動 日刊労働通信社編 A5 七六〇頁 八〇〇圓(日刊労働通信社)
 *現代ソヴェト史的唯物論(ソフィア叢書) ビオウエザナ著 五十嵐仁譯 A5 四二七頁 七〇〇圓(創文社)
 *民主政治の原理 シモン著 岡田隆平・岡田舜平譯 B6 二九四頁 四〇〇圓(國際文化研究所)
 *アメリカ的思维的展開 木村健康編 B6 一一二頁 一八〇圓(東京大學出版會)

經濟事情

*剩餘價值と利潤 | 現代日本資本主義の分析 | 井波卓一編 B6 二〇六頁 二三〇圓(青木書店)
 *獨占資本主義の内幕(岩波新書) マッコンキイ著 柴田徳衛譯 B40 二六八頁 一三〇圓(岩波書店)
 *日本の税金(三一新書) 谷山治雄著 B40 二五一頁 一五〇圓(三一書房)

年鑑・辭典

*新刊四季報 IV 一九五五年 出版ニユー・ス社編 B6 二二三頁 一八〇圓(出版

ニユー・ス社)
 *基本圖書目錄 一九五五年 全國學校圖書館協議會編 A5 三一八頁 一七〇圓(全國學校圖書館協議會)
 *日本労働年鑑 第二八集 一九五六年版 大原社會問題研究所 A5 九四六頁 二〇〇圓(時事通信社)
 *日本農業年報 III 一兆圓豫算第二年度の農政 宇野弘藏・山田勝次郎・近藤康男・山田盛太郎監修 B6 二七八頁 三五〇圓(中央公論社)
 *會計學事典 神戸大學會計學研究室 A5 一、〇四九頁 一、七〇〇圓(同文館)
 *簿記事典 横濱市立大學會計學研究室編 B40 四六〇頁 三八〇圓(同文館)
 *ソヴェト年鑑 2 内閣總理大臣官房調査室編 B5 一、二六二頁 三、〇〇〇圓(日刊労働通信社)
 *日本新聞年鑑 昭和三十年上半年版 日本寫真新聞通信社編 B5 七〇八頁 七六〇圓(日本新聞月鑑社)
 *日本經濟四季報 一九五五年第三期 日本經濟調査會編 B6 二五九頁 二五〇圓(大月書店)
 *世界勞連決議決定書 自一九四五年至一九五五年 世界勞連結成十週年記念行事實行委員會編 B40 二一八頁 一五〇圓(五

月書房)

*中國農村慣行調査 4 中國農村慣行調査刊行會編 B5 五六三頁 一、四〇〇圓(岩波書店)
 *會社年鑑 一九五六年 日本經濟新聞社編 A5 一、三九二頁 一、三〇〇圓(日本經濟新聞社)
 *商品鑑定ハンドブック 日本商品學會編 A5 四一八頁 九五〇圓(東洋經濟新報社)

◇慶應義塾經濟學會々則

第一條 本會は慶應義塾經濟學會 (The Keio Economic Society) と稱する。
 第二條 本會は經濟學の研究及びその奨励、並びに會員相互の親睦を圖ることを目的とする。
 第三條 本會は前條の目的を達成するため次の事業を行う。
 一 研究會の開催
 二 機關誌「三田學會雜誌」及びその他研究成果の刊行
 三 講演會、資料展覽會の開催
 四 他の學會及び諸團體との連絡
 五 その他本會の目的を達成するため適當と認める事業
 第四條 本會は慶應義塾大學經濟學部所屬專任者のうち經濟學を専攻する者を以て組織する。
 第五條 本會に左の役員を置く。
 一 會長 一名
 二 顧問 若干名
 三 委員 若干名
 四 監事 二名
 第六條 會長は慶應義塾大學經濟學部長とする。顧問は會長が依頼する。委員及び監事は總會に於て會員の互選によ

慶應義塾經濟學會々則

つて定める。

第七條 會長は本會を代表し會務を總理する。顧問は會長の諮問に應ずる。委員は委員會を組織し會務を執行する。監事は會計を監査する。
 第八條 委員及び監事の任期は二年とする。但し再選を妨げない。
 第九條 會長は年一回總會を招集する。但し必要に應じ臨時總會を招集することができる。
 第十條 會員は年額金一千二百圓の會費を納める。
 第十一條 會員は機關誌「三田學會雜誌」及び其他本會刊行物の配布を受けることができる。
 第十二條 本會の經費は會費、賛助金、補助金及び其他の収入を以て之に充てる。
 第十三條 本會の會計年度は毎年四月一日より翌年三月三十一日迄とする。
 第十四條 本會々則の變更は總會の決議による。
 第十五條 本會の事務所は慶應義塾經濟學部研究室内に置く。
 經濟學會委員 (昭和三十一年・四改選)
 高村 象平 氣賀 健三 遊部 久藏
 鈴木 諒一 福岡 正夫 宇尾野 久
 山部 徳雄 中村 勝己 矢内原 勝
 尾崎 巖 野口 祐 庭田 範秋
 平野 絢子 大島 通義 井村 喜代子
 | 以上 |